

# 大規模災害等発生時の児童引き渡し保護者用マニュアル

岩国市立高森小学校

## 1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・河川氾濫等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき

## 2 保護者引き渡しについての連絡手段

### (1) 通信手段（携帯メール・電話）が使える場合

→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校から、保護者あて緊急メール（または電話）により連絡し、お子様の引き取りを依頼します。

### (2) いっさいの通信手段が途絶し、連絡できない場合

→ 学校に児童を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。

「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いします。

（※ 引き渡しのケース等、不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。）

なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

## 3 引き渡し場所

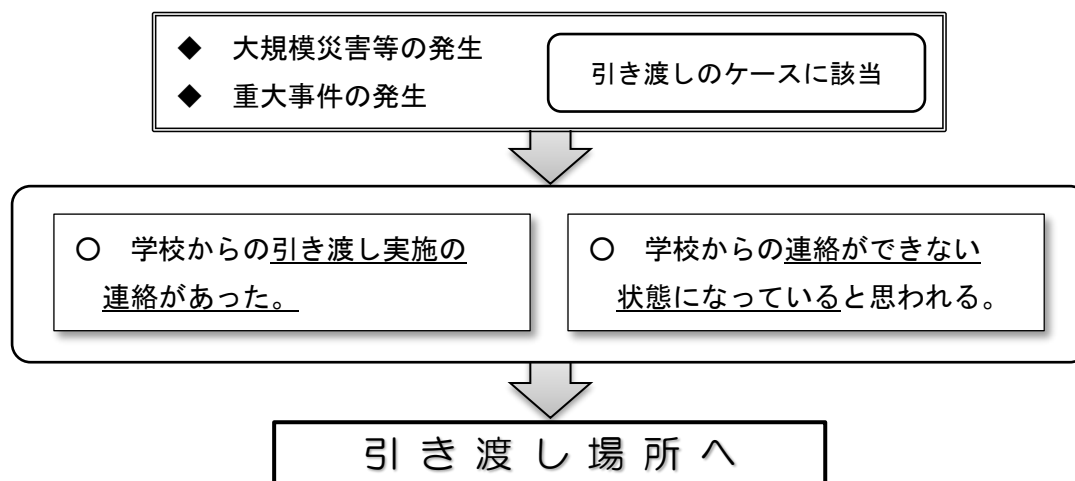
### (1) 大規模な自然災害（地震・河川氾濫・土砂災害等）が発生し、大きな被害が出たとき

原則、学校を引き渡し場所とします。河川氾濫等で早急な引き渡しが不可能と判断した場合は、水が引くまで学校で待機します。

### (2) 不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童生徒等に危害が及ぶ恐れがあるとき

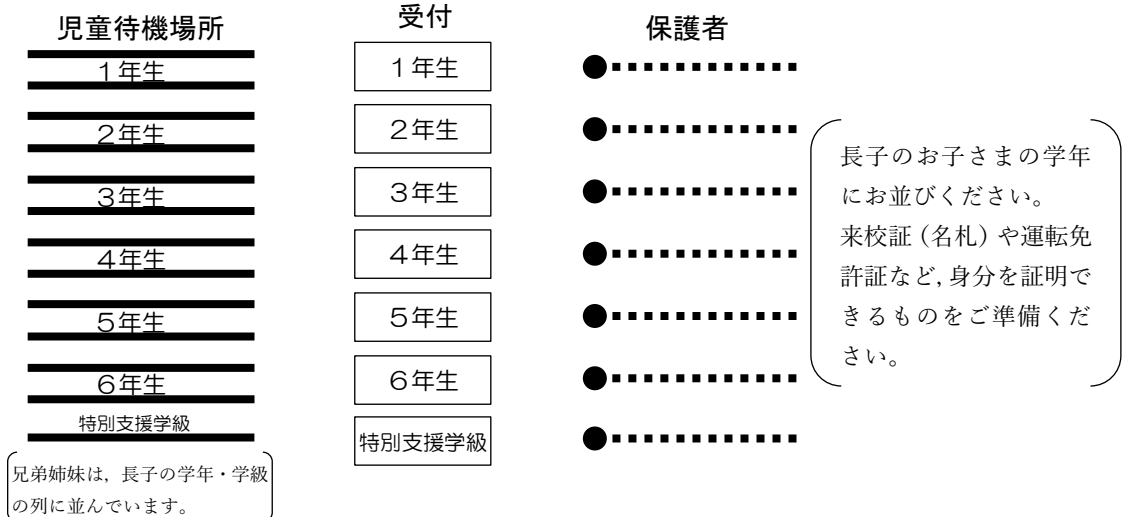
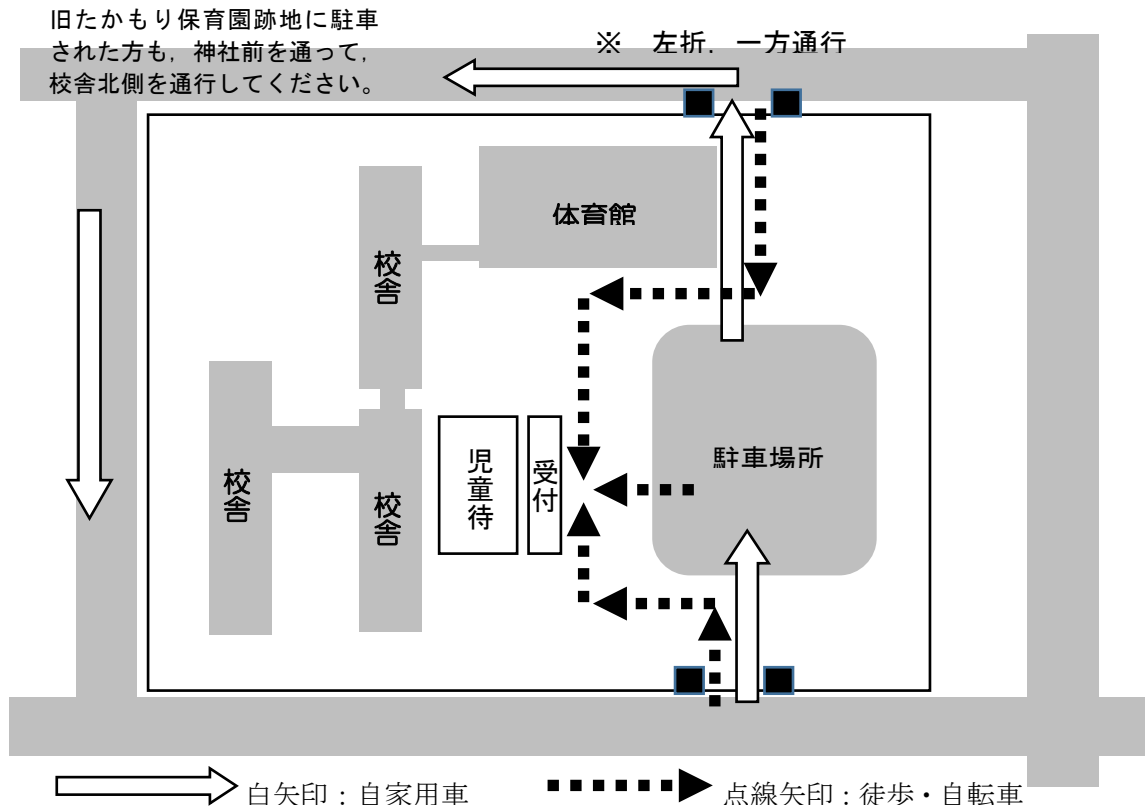
原則、学校を引き渡し場所とします。児童生徒等の心理的動揺等により学校での引き渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

## 4 引き渡しの手順



### (1) 受付

運動場または体育館または各教室で学年ごとに受付を行い、引き取り者の確認をします。次のページの図は、運動場で引き渡しを行う場合のものです。



**(2) 引き取り者の確認**

教職員に、来校証または運転免許証等を示し、「〇年生〇〇の(続柄 例:母や祖父など)です。」などと教えてください。次に、お子様による引き取り者の確認をします。

**(3) 引き渡し**

お子様が引き取り者を確認できたら引き渡します。その際、学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所にお子様を引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を担当の教職員に伝えてください。

小学校に在籍するお子様が2名以上おられる場合は、長子のお子様と一緒に待機しておきますので、兄弟姉妹同時に引き渡します。

運動場や体育館が使えず、引き渡し場所が各教室の場合は、長子のお子様の学級から順に引き取りを行ってください。

**(4) お願い**

- 子どもたちが落ち着いて待機し、順に引き渡しができるようにしています。担任等に確認なく待機場所からお子様を連れて行かないようにお願いします。
- 駐車場所の学校の運動場が混雑している場合は、ふれあい広場をご利用ください。